

西日本旅客鉄道株式会社公告第 49 号

旅客営業規則（昭和 62 年 4 月西日本旅客鉄道株式会社公告第 3 号）の一部を次のように改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 10 日

西日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長

山 崎 正 夫

第 86 条本文を次のように改める。

（特定都区市内にある駅に関連する鉄道の片道普通旅客運賃の計算方）

第 86 条 次の各号の図に掲げる東京都区内、横浜市内（川崎駅、尻手駅、八丁畷駅及び川崎新町駅並びに鶴見線各駅を含む。）名古屋市内、京都市内、大阪市内（新加美駅を除く。）神戸市内（道場駅を除く。）広島市内（海田市駅及び向洋駅を含む。）北九州市内、福岡市内（姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。）仙台市内又は札幌市内（以下これらを「特定都区市内」という。）にある駅と、当該各号に掲げる当該特定都区市内の 印の駅（以下「中心駅」という。）から片道の営業キロが 200 キロメートルを超える鉄道区間内にある駅との相互間の鉄道の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。

ただし、特定都区市内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、又は特定都区市内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。

第 87 条を次のように改める。

（東京山手線内にある駅に関連する鉄道の片道普通旅客運賃の計算方）

第 87 条 東京山手線内にある駅と、中心駅から片道の営業キロが 100 キロメートルを超え 200 キロメートル以下の鉄道区間内にある駅との相互間の鉄道の片道普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。

ただし、東京山手線内にある駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、東京山手線内の外を経て、再び東京山手線内を通過するとき、又は東京山手線内にある駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、東京山手線内を通過して、東京山手線内の外を経るときを除く。